

コアラのハッピー

くらしのほっと通信

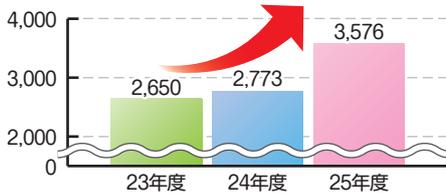
P.2 投資に関する怪しい電話、訪問購入
P.3 家のリフォーム、新聞のトラブル
P.4 トラブルにあわないために
お知らせ 消費生活フェア

あなたもトラブルにあう可能性があります!!

高齢者の相談件数は毎年増加しています。手口は複雑・巧妙になっており、だまされたことに気づかないケースも少なくありません。トラブルにあわないための第一歩は相手を知ることです。最新の手口を知って、被害を未然に防止しましょう。



65歳以上の高齢者の相談件数の推移



事例1 有料情報サイトの料金

携帯電話に、「**有料情報サイトの料金が未納だ**。サイトの**退会手続きができてない**。このままだと**法的処理**をする」とメールが来た。心当たりがない。(70歳代 女性)

事例2 冷蔵庫の代金

スマートフォンに、「**冷蔵庫を送ったので代金を払え**」というメールが**頻繁**に来る。注文した覚えがない。(70歳代 男性)

事例3 訴訟問題通知というタイトルのはがき

「**訴訟問題通知**」というタイトルのはがきが届いた。「異議申立手続き最終期日 通知到着日より5日」と書かれていたので、早くしなければと思い、はがきに記載されていた管理組合に電話した。「**寝具業者に対する料金未納などの契約違反**により、業者があなたに対する**訴訟を申請**した。家族に相談しないこと。**50万円振込めば取消せる**」などと説明された。覚えはないが、裁判は困るので、今から振込もうと思うがどうか。(60歳代 女性)

アドバイス



相談員

- 悪質業者は、こちらが動揺する言葉を使って巧みに請求してきます。連絡するとお金を払うように誘導されます。身に覚えがなければ無視しましょう。
- 電話で請求されるケースもあります。あいまいな返事をせず、はっきり断り、すぐ切りましょう。
- 迷惑メール対策として、携帯電話会社(パソコンの場合はプロバイダ)が提供する迷惑メールフィルターサービスを利用することも有効です。
- 架空請求をするような業者が、実際に訴訟を起こすとは通常は考えられません。本当に訴えられたときは、まず裁判所から「特別送達(*1)」という方法で書類が送付されます。その場合、本物の書類かどうかの判断は難しいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

*1:特別送達とは、裁判所が「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」などを送る場合に利用する特別な郵便方法です。

身に覚えのない請求(架空請求)

相談

月～金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

よくある手口

1

A社の金融商品(未公開株、社債、ファンド、怪しい権利取引など)の申込書とパンフレットが届く。

例えば… ●新エネルギー事業への出資 ●オリンピック関連企業への出資 ●人工再生医療への出資 ●有料老人ホームの入居権 ●ダイヤモンドの採掘権

2

B社から、「A社の封筒が届いてないか。封筒が届いた個人しか購入することができない。代わりに買ってくれたら高値で買い取る(謝礼を払う)」と、うその電話がある。

3

A社の金融商品を購入する。

4

A社、B社、両方と連絡が取れなくなる。

アドバイス



- 複数の事業者と見せかけて(劇場型の手口)、実は同じ事業者が役割分担しています。
- 興味を示したり話を聞いてしまうと、しつこく勧誘されるため、相手にしないようにしましょう。
- お金を払ってしまうと、取り戻すのはきわめて困難です。
- 「被害金を取り戻せる」と言って、手数料などを請求する手口もあります。

事例

2日前、「不用品はないか」と電話があり、昨日、事業者が訪問した。断りもなく、2階に上がり、勝手に引き出しを開け、ネックレスや腕時計などを出した。相手が男性で、怖くて何も言えず、結局、計7点2,050円の買い取り契約をした。クーリングオフしたい。(70歳代 女性)



アドバイス



- 訪問購入の場合は、契約書面を受領した日から8日以内であればクーリングオフできます。
- クーリングオフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。
- 訪問購入であっても、自動車、家具、大型家電、本、CD・DVDなどはクーリングオフできないので注意が必要です。

プラスメモ

- 事業者は、飛び込みの勧誘はできません(電話勧誘はできます)。
- 取引を断った消費者を、再勧誘することはできません。

その1 点検商法

「近所で工事をしているので挨拶に来た」などと言って訪問し、不安をあおって屋根や床下のリフォーム工事を契約させる手口です。

こんなトークに注意!

「無料で点検する」「瓦がずれている」「シロアリがいる」「地震が来たら大変なことになる」「特別に値引きする」

その2 契約後のトラブル

訪問販売に限らず、契約後にトラブルになるケースがあります。

主な事例

- ・工事が雑だったり、不具合箇所があるのでやり直してほしい。
- ・頼んだとおりにやってくれない。
- ・約束した日までに終わらない。



アドバイス

- 訪問販売の場合は、その場で契約しない。契約した場合は、契約書面を受領した日から8日以内であればクーリングオフできます。
- 自分で事業者を探して契約した場合は、クーリングオフの適用はありません。解約などの交渉をする場合は、事業者と話し合う必要があります。



相談員

- 事業者**
- 数社から見積もりを取って検討する。
 - 事業者がしっかりと話を聞いてくれ、質問に答えてくれるかを見極める。
 - 実際に手がけた工事現場を見せてもらい、仕事ぶりや顧客評価を確かめる。
 - 口約束だけで依頼せず、見積書、契約書などをもらう。
- 選びのヒント**

事例

高齢の母が、新聞の訪問販売を断ったら、勧誘員に土下座され、やむなく数ヶ月先の来年1月から3ヶ月間の契約をした。解約方法を教えてほしい。(相談者 40歳代 女性、契約者 70歳代 女性)

アドバイス

- 数ヶ月先からの契約や長期間の契約は、家庭の状況や健康上の問題で、事情が変わる可能性があるため、避けた方がいいでしょう。
- 契約内容を忘れてしまい、他紙と重複してしまう可能性もあります。
- 新聞勧誘時の景品は法律で制限されています。景品につられて安易に契約しないようにしましょう。
- 訪問販売の場合は、契約書面を受領した日から8日以内であればクーリングオフできます。
- クーリングオフ期間経過後は6ヶ月や1年などと契約期間が決まっている場合には、転居などの正当な理由がない限り、自己都合でやめることはできません。解約したい場合は、販売店と話し合う必要があります。



トラブルにあわないために

その①

アンテナを高くしましょう!

悪質業者は次々と新しい手口で近寄ってきます。なるべく早く「怪しい!」と気づくことが大切です。悪質商法の報道に関心を持ったり、周囲の人と情報交換することでアンテナを高くしましょう。



その②

断る言葉を用意しましょう!

「私は絶対だまされない!」と思っているあなたが、一番だまされやすいかもしれません。だましのプロの悪質業者に立ち向かうために、普段から断ることを用意しましょう。

断る言葉の例

お断りします。契約しません。必要ありません。いりません。お帰りください。電話を切ります。

わたしの断る言葉

とっさのときに対応できるように、断る言葉を書いて、声に出して練習してみましょう。



「悪質商法撃退カレンダー2015」を配布します

A4中綴じ(見開きA3サイズ)壁掛け式

配布場所 11月11日(火)午前9時~ ぐらしの情報プラザにて
 問合せ先 名古屋市消費生活センター 指導係 (222-9679)

先着2,000部 無料

名古屋市消費生活フェアで先行配布も行います。

名古屋市消費生活フェア☆2014

みんなでつくろう消費者市民社会 **入場無料**

「食・お金・悪質商法にあわないための知識」など暮らしに役立つヒントがいっぱい。クイズや寸劇などで子どもから大人まで消費生活情報を楽しく学ぶイベントです。ぜひ、ご来場ください!!

日時 11月1日(土)・2日(日)午前10時30分~午後3時30分
 開催場所 オアシス21「銀河の広場」(地下鉄「栄」、名鉄「栄町」下車)
 問合せ先 名古屋市 市民経済局 市民生活部 消費流通課 972-2434



利用のご案内

相談室

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
 TEL 052-222-9671 消費生活相談・金融商品等特別相談
 TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
 TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15 (祝日・年末年始を除く)
 TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
 ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

ぐらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※ぐらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>
 携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>

「電子メールによる相談受付」もご利用ください。



〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
 TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
 ●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。